

女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 内 容 年間の年次有給休暇を全職員が最低6日取得する

<対策> Wi-Fi環境の整備、ICT機器等の導入により、業務の効率化を実現し、職員配置に余裕も持たせることで、休暇を取得しやすい環境を作る。

令和4年4月1日

社会福祉法人 自生園